

來月行う地方選挙

期日 決定

市議会議員・市長選挙
縣議会議員選挙

四月二十三日
四月三十日

市議会議員及び市長の選挙と、縣議会議員の選挙は四月に行われますが、その期日は
と決定しましたので、本号では、選挙及び地方自治について、あらかじめ知って頂きたいこと、御
注意願いたいことを特集いたしました。

有権者のために

▽來月補充選挙人名簿作成

本市の長の任期は来る四月四日満
了し又市議会の議員及び縣議會議
員の任期は同月二十九日に満了す
るので、公職選挙法に因れば、そ

れぞれ任満了の日前三十日以内
に執行しなければならぬのであ
りますが、去る二月一日法律第
二〇号で「地方公共団体の議員及び長
の選挙期日等の臨時特例に関する
法律」が公布され即日施行されま
して、右公職選挙法の規定にかか
わらず、市議会の議員及び市長の選
挙期日は来る四月二十三日、縣議
會議員の選挙期日は同月三十日に
それぞれ執行することとなったも
のです。選挙に使用する選挙人名
簿は昨年九月十五日現在で調製し
た基本選挙人名簿でありまして同
名簿に登録された者が選挙権を行
なすことになり、

立候補者の 公職資格審査

調査表の記載方法について

来る十二日説明会

四月行われる市長、縣議会議員及
び市議会議員の選挙にあたり、立
候補される方々は何れも公職資格
審査の確認書を保有する必要があります。
審査の済んでいない方は公職
適否の資格審査を受けなければな
りませんから次の点に御注意願
います。

調査表の提出につ いて

縣議会議員の候補者とならうとす
る方は、知事官告示した調査表の
提出期間内に縣(北方針)へ日文
の資格審査調査表二部を提出する
こと。

市長及び市議会議員の候補者とな
らうとする方は、市長へ日々その
期間内に日文の調査表二部を提出

審査を必要としな い者

審査を必要としない者は次の通り
です。

- ①内閣総理大臣又は都道府県知事
が非該当を決定した者(内閣総理
大臣又は都道府県知事の行った仮
指定に対し、異議申立の認められ
た者を含む)
- ②内閣総理大臣又は、都道府県知
事により、覚書該当事として指定
され、その後、公職選挙審査委員
会に対し、指定の解除申請又は特
定を撤回した者

確認書未受領者の
手續
審査を受けたが、まだ確認書の交
付を受けていない方は
①内閣総理大臣のものは内閣総理
大臣官房監査課(東京都千代田区
麹町三丁目五)へ、知事よりのも
のとは知事宛交付申請書を提出
②なお確認書再交付又は調査表写
しの交付申請をしようとする方は
申請書一部を調査表の提出期間内
に、縣議会議員の候補者とならう

☆運動 ☆増産 ☆糧食 ☆食糧

米生産目標

今年は一六八石

食糧増産運動の一環としての本年の米生産目
標は、縣食糧増産運動協議会により決定を見
ましたが、これにより本市の生産目標は六千六百八十八石と決定しまし
た。市ではこの目標達成のため、生産農家の皆さんの自発的協力を願
うべく、近く協議会を開催して増産上最も必要改善事項についての
施策を商討、部落別生産目標数量も決定したい方針です。農家の皆
さんが、ぜひ御協力下さいませ。望みます。(農政課)

前回の立候補者

前回(昭和二十二年)の選挙に立
候補して当選されなかった方は、
今度改めて審査を受ける必要があ
ります。
なほ、市では立候補予定者の便宜
を図り、今月十二日午前十時から
と午後一時から臨江閣に於て公職
資格審査用「調査表」の書き方に
ついての説明会を開催いたします
から関係の方々は御参集願います
(秘書課)

閲覧用の調査表提出

新たに資格審査を受けたいで、認
認書の写しを以て立候補しよう
とする方は、立候補の届出と同時に
寄つて、審査を受けた当時の調査
表の写し一部を立候補しようとな
る選挙区の関係選挙管理委員会へ
提出することになって居ります

学校は 正しい寄留で 正しい區域へ

近年市外から児童、生徒を本市内
の小中学校に入学させるため市内
の親戚や知人に依頼して名目のみ
の寄留をなし、實際は市外の父兄
のものから通学するというものが
増加している有様であり、このた
め市内の児童、生徒の教育上、
非常にわざわざいともなり、教室内
の人員は増加し、教室の不足によ
り余儀なく半日交代で授業をして
いる実状でありますので、今後は
この様な理由による入学は絶対に
許可しない方針です。又市内の児
童でも、家庭や児童の都合のみを
考え区域内の学校に入學しない
他の区域の学校に入學するものが
あり、これも、その学校の収容力
に非常に影響して、教育上に支障
を來す結果となりますので、今後
は、こうしたことのない様市で嚴
重に調査整理致しますから、正し
い寄留、正しい通学区域を守るた
めに、一般父兄の方々の特別の御
注意と御協力を希望いたします。

皆さん、この廣報を お読みになりましたなら、 忘れずに、お隣へお返し下さい(市廣報係)

★ ★ ★ ★ ★
★ ★ ★ ★ ★

発行所
前橋市役所
前橋市柳町1番地
編集
前橋市役所秘書課庶務係
発行兼編集人
松田 徳 松
印刷所 成立會
前橋市曲町105

第十二号



